

# 景観改善推進事業制度要綱

令和 2 年 4 月 1 日 国 都 景 歴 第 108 号

令和 4 年 4 月 1 日 国 都 景 歴 第 128 号

令和 5 年 4 月 1 日 国 都 景 歴 第 185 号

令和 7 年 4 月 1 日 国 都 公 景 第 272 号

国土交通省 都市局長通知

## 第 1 条 目的

この要綱は、魅力的かつ住みよい集約型都市を目指す地域等において、景観計画を策定する市区町村に対する総合的な支援を行うとともに景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に対する支援を行うことで、歴史的なまちなみや自然景観など、地域の個性や特性を活かした景観形成を図り、地域住民にとって住みよい環境を整備するとともに、内外からの観光客の訪問先となる魅力あるまちづくりを推進し、地域活性化や観光立国の実現等を図ることを目的とする。

## 第 2 条 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

### 一 景観改善推進事業

魅力的かつ住みよい集約型都市を目指すため、この要綱で定めるところに従って行われる景観計画の策定・改定、既存不適格建築物等への是正措置をいう。

### 二 景観計画

景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 8 条第 1 項に規定する「景観計画」をいう。

### 三 事業主体

景観改善推進事業を行う市区町村をいう。

### 四 立地適正化計画

都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 81 条第 1 項に規定する「立地適正化計画」をいう。

### 五 景観規制上既存不適格となる建築物等

景観計画の策定又は改定により、景観計画に適合しないこととなった建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する「建築物」及び「工作物」（建築物を除く。以下同じ。）をいう。

### 六 歴史的風土保存計画

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和 41 年法律第 1 号）第 5 条第 1 項に規定する「歴史的風土保存計画」をいう。

### 七 歴史的風致維持向上計画

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号）第 5 条第 8 項の認定（同法第 7 条第 1 項の変更の認定を含む。）を受けた「歴史的風致維持向上計画」をいう。

### 八 重要伝統的建造物群保存地区

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 144 条第 1 項に規定する「重要伝統的建造物群保

存地区」をいう。

#### 九 重要文化的景観

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 134 条第 1 項に規定する「重要文化的景観」をいう。

#### 十 観光圏整備計画

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成 20 年法律第 39 号）第 4 条第 1 項に規定する「観光圏整備計画」をいう。

#### 十一 指定棚田地域振興活動計画

棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）第 8 条第 2 項第 1 号に規定する「指定棚田地域振興活動計画」をいう。

#### 十二 主要な観光地

「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づく「主要な観光地」をいう。

#### 十三 滞在快適性等向上区域

都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 46 条第 2 項第 5 号に規定する「滞在快適性等向上区域」をいう。

#### 十四 重点地区

景観法運用指針に基づく「質の高い景観形成に重点的に取り組む地区」をいう。

### 第 3 条 事業主体

第 4 条に掲げる事業を実施しようとする事業主体は、次のいずれかの号に該当する者とする。

一 以下のイかつロの要件を満たす市区町村

二 以下のイの要件を満たす市区町村（一を除く）

イ. 下記に掲げる景観に関連のある計画等を定めている市区町村

(1) 歴史的風土保存計画

(2) 歴史的風致維持向上計画

(3) 重要伝統的建造物群保存地区又は重要文化的景観

(4) 観光圏整備実施計画

(5) 棚田地域振興活動計画（棚田地域振興法第 7 条に基づく指定棚田地域に指定され、同法第 8 条に基づく棚田地域振興協議会を組織し、棚田地域振興活動計画の策定が見込まれる市区町村を含む）

(6) 主要な観光地

(7) 滞在快適性等向上区域

(8) 景観計画

ロ. 立地適正化計画を策定または下記に掲げる策定に向けた具体的な取組を開始・公表（広報やホームページ等で公表しているものを指す）している市区町村

(1) 計画作成の着手

(2) 計画案の住民等からの意見聴取（パブリックコメント、公聴会、アンケート等）

(3) 計画案の議会における報告・説明

#### 第4条 補助対象経費

景観改善推進事業の補助対象経費は次の各号に掲げるものとする。

- 一 景観計画の策定・改定に要する経費（改定は重点地区の新規指定若しくは追加を伴うものに限る）
- 二 景観計画の策定・改定にあたっての外部専門家登用やコーディネート活動に要する経費（改定は重点地区の新規指定若しくは追加を伴うものに限る）
- 三 重点地区内の景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に要する経費

#### 第5条 国の補助

- 1 国は、予算の範囲内において、補助対象経費の一部について、事業主体に対して補助することができる。
- 2 国は、予算の範囲内において、前条第3号に掲げる補助対象経費を事業主体が事業主体以外の者に対して補助する場合に、当該補助に要する費用の一部について、事業主体に対して補助することができる。

#### 第6条 監督等

国土交通大臣は事業主体に対し、事業主体はこの要綱に基づき当該事業主体が補助する者に対し、この要綱の施行のため必要な限度において、景観改善推進事業の適正な執行を確保するため、必要な措置を命じ、又は必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

#### 第7条 運用

景観改善推進事業の運用については、この要綱に定めるもののほか、国土交通省都市局長が別に定めるところによる。

#### 附則

##### 施行期日

- この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和7年4月1日から施行する。